

七戸町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日

七戸町告示74号

(趣旨)

第1条 この告示は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に向けた取組の促進を図るため、町民及び町内事業者が、再生可能エネルギーの活用にあずかる設備等（以下「設備等」という。）を導入する経費の一部に対して再生可能エネルギー設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日。七戸町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを変換し低圧配電線と逆潮流有りで連系するシステム。

(2) 定置型リチウムイオン蓄電池

定置型蓄電装置のことをいう。

(3) EV・PHV充電設備

EV・PHVの充電を行う設備をいう。

(4) V2H充放電設備

電気自動車及びプラグインハイブリット自動車等の蓄電・発電能力を活用して、屋内配線に給電を行う設備をいう。

(5) 外部給電設備（V2L）

車両用に作られた地面に固定されていない電力変換機器により、系統とは別に直接電気機器へ電力の供給を行う設備をいう。

(6) 町民

町内に住所を有する者又は本補助事業完了後、町内に居住することが認められる者をいう。

(7) 町内事業者等

町内で事業を営む事業者又は本補助事業完了後、町内に事業を開始することが認められる者をいう。

(対象要件及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる設備等（以下、「補助対象設備等」という。）の要件及び補助金額は、別表第1に定めるものとする。但し、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2前項に規定する補助金の額のうち4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）は、当該額に相当する額面の七戸商店会協同組合が発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 住宅用については、町民等が町内において自ら居住するための当該住宅（賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合にあつては、当該住宅の所有者から当該設備等を設置又は施工することについて所有者同意書を得ているものに限る。）に設備等を設置又は施工すること。
- (2) 事業者用については、町内事業者等が町内において、事業所又は事務所に当該設備等を設置し自家消費を目的に使用すること
- (3) 補助金の交付を申請しようとするもの者（以下、「申請者」という。住宅用はその世帯全員）は市町村税に滞納がないこと。
- (4) 補助金を受けた設備等については、町が必要とする場合、設置後5年間は設置確認及び書類確認について応じることができること。
- (5) 町が実施する「再生可能エネルギー」、「省エネルギー」等のアンケート調査に協力できること。

（補助対象経費の範囲）

第5条 補助対象経費は、設備等の購入及び施工に要する経費とする。その範囲は、設備本体、部材及び架台の購入、取付け工事に要する経費とする。但し、消費税相当額は除くものとする。

（申請期間等）

第6条 申請期間及び実績報告書提出期間は別表第2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、設備等の設置及び施工前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添付し、あらかじめ町長へ提出しなければならない。ただし、設備等の設置及び施工着手後または完了した後に交付申請を行う者については、特に町長が認めた場合において、申請できるものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、8条に規定する交付申請があつたときは速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定する。

2 町長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

3 町長は、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容等の変更等）

第9条 交付決定の通知を受けた補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、設備等の購入・設置又は施工内容の変更、設備等の購入・設置を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更・中止届兼承認書（様式第3号）を町長に届け出して、その承認を受けなければならない。計画変更・中止届兼承認書により補助金交付決定金額に増額または減額が生じた場合は、第5条で示す範囲内で変更することができる。

（補助金の実績報告）

第10条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設備等の購入又は施工に関わる領収書及びその内訳書等の写し
- (2) 設備等の購入又は設置・施工完了後のカラー写真及び配置図
- (3) 設備等の購入又は設置・施工経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (4) 設備等の規格、構造及び製造番号等が分かるもの
- (5) 設備等を使用する住宅又は事業所・営業所の位置図
- (6) 住宅用においては、申請者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- (7) 発電を行うものについては、電力会社との系統連系契約の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第11条 町長は、前条の設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（事務代行者）

第13条 申請者は、第7条の補助金交付申請、第9条の申請内容等の変更等、第10条の設置完了報告について、対象設備等を販売する者（以下、「事務代行者」という。）に対して、これらの手続を代行させることができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを代行させる場合、事務代行届（様式第7号 以下「代行届」という。）を町長に提出しなければならない。

3 事務代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

4 町長は、事務代行者が本要綱に定める手続きを遂行していないと認めるときは、当該事務代行者に対して代行の停止を求めることができる。

（管理）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下、「法定耐用年数」という。）を経過するまでの期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、住宅、事業者、個人で使用しなければならない。この場合において、交付を受けた者は、天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備等が損傷又は滅失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条に規定する義務を履行できない場合は、当該補助金を使用月で算出した金額を返納しなければならない。

(調査等)

第16条 町長は、補助金の交付に関して必要であると認めるときは、交付決定者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消・返還通知書(様式第9号)により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 前項の規定により補助金を返還させる場合において、当該補助金の交付決定額の全額を現金により返還させるものとする。

(協力)

第18条 町長は、この要綱による補助を受けて設備等を購入又は設置・施工した者に対し、必要に応じて資料の提供、その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めのない事項は、七戸町補助金等交付規則(平成17年3月31日。七戸町規則第42号)に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	種類	補助対象設備等の要件		備考	補助金額
住宅用・事業者用	1	太陽光発電システム	(1) 自家消費を目的とするもの。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kw未満のもの。	設備等は未使用のものであること。	出力1kWあたり3万円とし、補助金上限額は、15万円とする。
	2	定置型リチウムイオン蓄電池	(1) 蓄電池容量が1kWh以上で、かつ定格出力が500W以上のものであること。鉛蓄電池については、サイクルユースに適したバッテリーであること。 (2) インバーター出力波形が正弦波であること。 (3) 蓄電池・インバーター・充電器が一体となっており、商品一体で耐電圧試験及び絶縁試験を行っているもの。		蓄電池容量1kWhにつき2万円。（上限10万円）
	3	EV・PHV家庭用充電設備	充電設備及び設備導入に係る（EV・PHVに充電するための単相交流電圧200ボルト）コンセント工事。		設置費用の2分の1以内とし、補助金上限額は10万円。
	4	V2H充放電設備	電動車両用電力供給システム協議会規格「電気自動車用充電放電システムガイドラインV2H DC版」に基づく検定に合格しているもの。		設置費用の10分の1以内の額とし、補助金上限額は10万円。
	5	外部給電器（V2L）	電動車両電力供給システム協議会規格「電気自動車用充電放電システムガイドラインV2L DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの、又はCHAdeMO規格対応車両から電力（AC100V1500W以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。		設置費用の10分の1以内の額とし、補助金上限額は5万円。

※kWは小数点第三位以下を切り捨てとする。

※補助金額は千円未満を切り捨てとする。

※商品券は、補助金額の２５％とし、千円未満を切り捨てとして交付する。

別表第２（第６条関係）

申請期間及び実績報告書提出期限	
申請期間	当該年度の４月１日～３月３０日
実績報告書提出期限	当該年度の３月３１日

備考 午前８時１５分から午後５時まで 土日祝日を除く。

別表第３（第７条関係）

補助対象者区分	添付書類
共通	①設備等の購入又は設置・施工に係わる見積書及びその内訳書の写し等 ②設備等の形状、規格等が分かるパンフレット等 ③設備等の設置又は施工場所を示す図面又は写真等（設置前のカラー写真等） ④賃貸住宅及び使用賃借住宅である場合には、当該住宅の所有者の当該設備等を設置することについての同意書 ⑤世帯全員または事業者の前年度分の市町村税の納税証明書 ⑥その他町長が必要と認める書類
事業者が設備等を設置する場合	①発行後３ヶ月以内の公共料金の請求書若しくは領収書の写しで、設備等を設置する事業者の住所・事業者名（代表者名）・発行者名の記載があるもの。又は、発行後３ヶ月以内の不動産の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、又は公的機関が発行する営業を証明する書類の写し（営業許可書等） ②町内に事業者を有しようとする場合には、契約又は売買に係わる書類の写し ③その他町長が必要と認める書類